

令和6年度 第3回いじめ問題対策委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年12月2日(月)
- 2 開催場所 三島市役所中央町別館 3階第3会議室
- 3 出席者氏名 委員 鎌塚 優子 委員長
三浦 興一郎 副委員長
後藤 真希子 委員
事務局 小塚 英幸 教育長
鈴木 隆幸 教育推進部長
中村 雅志 学校教育課長
増田 圭子 学校教育課副参事
落合 佳宏 学校教育課特任指導主事
相磯 加奈子 学校教育課指導主事
- 4 会議の公開・非公開 一部公開
- 5 傍聴人の人数 0人
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 第1号議案 市内のいじめの状況について
 - (3) 第2号議案 「三島市いじめ防止等のための基本的な方針」について
 - (4) 閉会
- 7 議事
 - (1) 開会
小塚教育長が挨拶した。
 - (2) 第1号議案 市内のいじめの状況について(個人に関わることであるため、非公開とする。)
 - (3) 第2号議案 「三島市いじめ防止等のための基本的な方針」について
事務局が、令和6年8月に改訂された文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において改訂の観点を説明した。この改訂に基づき、三島市においていじめ重大事態が発生した際の調査組織についても、改訂が必要ではないか委員に意見を伺った。

(委員)
三島市いじめ防止等のための基本的な方針の中にある、重大事態発生時の対応フロー図を改訂し、調査委員会を別組織として立てた方がよい。今、いじめの問題は多岐にわたっている。子供たちの抱える問題が重層的になっており、その事案ごとに専門性の高い人を入れて組織していかないと迅速に適切に対応しきれない。

(委員)

人数や職種はどうするか。また、三島市いじめ問題対策委員会とはまったく別組織ということだが、利害関係がまったくない場合は、いじめ問題対策委員から移行する場合もあるのか等、そこも含めての検討か。

(事務局)

内容によっては、この問題対策委員会の方が直接調査をするというよりは、その調査委員会に方向性を示す等の関わりは行っていただけると、非常にスムーズな調査につながっていくのではないかと考えている。

(委員)

常設の3名だけで対応するのは大変だという例を聞く。5名くらいで調査に当たっている事例が多い。調査委員会を別組織として、メンバーを増やすというのはいいことだと思う。

ただ、外部の専門家に推薦依頼を出し、候補者を探し外部へ出すためにはいろいろな手続きがあるので、時間がかかる。見つからない場合はどうするかも検討する必要がある。

(委員)

基本的には別組織として調査機関を立ち上げるということに賛成でよい。その事案ごとに適した専門家の調査を受けられるというメリットがある。

また人数については、いじめの事案によっては人員が多くないと調査できない場合もある。人数については制限をかけず、事案ごとにこの委員会で決める。

いくつも事案を抱えている方も多く、人選までに時間はかかる。三島市教育委員会の方で、どういった方をお願いできるのかをもっておくとよいかと思う。こういう事案の場合は、こういう方をお願いするなど。時間がかかることが解消できればと思う。

(委員)

他の自治体でも、調査が複数並行して行われている。その理由からも、下部組織がないと成り立たない。

(委員)

この件については、別組織として立ち上げるということで進める。いじめ問題対策委員会の方では、できた調査委員会に対して、助言や方針、いろいろな相談を受ける機関として、または、推薦人を探す際に、我々のネットワークで協力をさせていただく。

フローの変更については承認。

(事務局)

組織を立ち上げるには、「三島市いじめ問題対策委員会条例」の改正が必要となるが、条例を改正していくにあたり、最大人数をどの程度にしておけばよいか。その範囲の中で事案に応じて、3人や5人と変動性をもたせたいが、ある程度目安となる人数を定める必要がある。どのくらいを見込んでおくのが妥当か、これまでの経験から、ご意見を伺いたい。

一方で、調査に当たっては報酬が発生してくるので、報酬の設定についてアドバイス等あれば伺いたい。今後、条例を改正していく中で、参考になる視点となる。

(委員)

条例に、ある程度適切な人数を示す必要がある。ただ、事案によってはこれに縛られることなく、多少増やす可能性もある。5人で動いているところが多い。

(委員)

今までに候補者を探す際、第三者委員の人材確保が難しい。負担と責任ばかり追われ、報酬が低いと、さらに人選は困難である。日弁連の、「いじめ重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」に費用についてお願いが記載されている。業務内容が責任と負担を伴うことを考えると、考慮していただきたい。

(委員)

調査人数としては、5人程度ということによろしいか。実際、日程調整も難しいので、そのうち何人かが集まれば開催できるという制度にする。

また、お願いするにあたっては、責任や負担が重い。公表される内容なので、かなり神経を使う。善意だけでは、というところもあり、報酬については重要。市の方の財源もあると思うが、報酬については責任の重さを考えていただくことを強く望むということ。

(事務局)

報酬の多寡により、選任に時間がかかる。弁護士会から出されている要請書に基づいて、ある程度見合った金額の設定ができるように、こちらとしても検討させていただく。

人数については、現在のいじめ問題対策委員は、学識経験者、医師、弁護士という形で関わっていただいている。調査委員となった場合、他に専門的な立ち位置で入れておいた方がよい専門職の方の候補はないか。

(委員)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはどうか。

事案にもよるが、児童に話を聞かなければならない場合は、発達段階を知っている方が必要。また、事案によっては、外国人の指導員なども必要かと思う。

(委員)

弁護士については、事案の専門性などは関係ない。

業務内容としても弁護士の役割は大きく、負担もある。そのうえ人材も少ない。これからの担い手を増やしていく点、弁護士の負担を分散する点からも、弁護士は複数入れていただきたい。

(委員)

医者については、治療するわけではないので、いじめ関連の悩みで困っている子供と、普段から業務で接している人の方がよいかと思う。医者でなくとも、心理士や医療機関の看護師、役所の保健師などもよいかと思う。資格がない人に頼むのはどうかと思うが、枠を広げておくべきである。

(委員)

元養護教諭等も、学校のことがよくわかっているので、活用できるかと思う。

利害関係さえなければ構わないのではないか。

(事務局より条例改正までのスケジュールを報告)

※承認

(委員)

現在対応している事案については、定期的に進捗状況を伺いながら、このメンバーで詰めていく。

(4) 閉会

事務所が閉会を宣言した。